平成２１年（フ）第２２３号
千葉県銚子市豊里台１丁目1044番地の154
債務者　伊藤　昌弘
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５８９号
新潟県新潟市中央区鐙西２丁目30番４号
債務者　高橋　　宣
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０９号
新潟県新潟市西区鳥原３番地の１
債務者　鯉淵　静枝
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３１７号
愛知県東海市荒尾町金山115番地
債務者　岩下　勇蔵
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７３３号
愛知県東海市名和町前郷24番地の１　１棟507号
債務者　小倉由美子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８６３号
名古屋市中川区中郷４丁目187番地
債務者　佐藤健太郎
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９５１号
名古屋市中村区草薙町１丁目19番地　平野荘６号
債務者　渡部　俊雄
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６１号
愛知県岩倉市石仏町天王４番地19
債務者　早川　文隆
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４６３号
愛知県一宮市多加木１丁目21番１号　コーポ中道東201号
債務者　岩田　雅代
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４８２号
愛知県一宮市起字与三ケ巻44番地１　尾西団地１号棟1013号
債務者　牧　　松代
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４８６号
愛知県一宮市平和３丁目11番地３
債務者　服部　千枝
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１６３号
愛知県宝飯郡小坂井町大字宿字弥重141番地
債務者　藤田　聡美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第９８号
三重県伊勢市中島２丁目17番32号
債務者　御村加津子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
三重県志摩市大王町波切2112番地３
債務者　天満　理恵
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
京都府舞鶴市字朝来中795番地113
債務者　垣内　伸夫
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
京都府舞鶴市字朝来中795番地113
債務者　垣内　優美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１１０７号
堺市堺区中之町東２丁１番13―402号、前住所堺市堺区八幡通１丁９番地２
債務者　松本　享弘
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
徳島県美馬市脇町字拝原2756番地１
債務者　東條　秀幸
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

第明治三二十種郵便物認可